

令和4年第3回鹿沼市議会定例会議案説明書

◎ 報告第20号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和4年5月3日東中学校での部活動中に野球ボールが、鹿沼市府所町20番地株式会社加藤工業所の窓ガラスに当たり、破損させたことに対し、損害賠償の額を313,500円とし、和解したものである。

(参照条文) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1件100万円以下の事件に関し、市がその当事者である和解をすること。

1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

◎ 報告第21号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和3年7月3日鹿沼市磯町922番1地先市道9256号線上において、市内在住者所有の軽乗用自動車が行中、道路陥没地に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を15,400円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第20号と同じ。

◎ 報告第22号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和4年3月19日鹿沼市栃窪339番7地先市道0028号線上において、宇都宮市在住者所有の軽乗用自動車が行中、道路陥没地に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を21,582円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第20号と同じ。

◎ 報告第23号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和4年1月31日鹿沼市茂呂2642番地先市道7021号線上において、市内在住者所有の軽乗用自動車が行中、路肩と舗装路面の段差により脱輪し、破損させたことに対し、損害賠償の額を5,280円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第20号と同じ。

◎ 報告第24号 令和3事業年度公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団事業及び決算の報告について

公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団の令和3事業年度における事業及び決算に関する書類を、法の定めるところにより提出するものである。

(参照条文) 地方自治法

第243条の3 第1項 省略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

第3項 省略

- ◎ 報告第 2 5 号 令和 3 年度鹿沼市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和 3 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものである。

(参照条文) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

第 3 条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

第 2 項から第 7 項まで 省略

第 2 2 条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

第 2 項及び第 3 項 省略

- ◎ 認定第 1 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 2 号 令和 3 年度鹿沼市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 3 号 令和 3 年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 4 号 令和 3 年度鹿沼市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 5 号 令和 3 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◎ 認定第 6号 令和3年度鹿沼市粕尾財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

◎ 認定第 7号 令和3年度鹿沼市清洲財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度一般会計予算は、当初以来12次にわたる補正を行った結果、予算総額は、52,851,248,101円となり、これに対して決算額は、歳入において50,253,571,782円、歳出において47,611,832,181円、歳入歳出差引額2,641,739,601円であり、実質収支において1,639,616,948円の黒字決算となったものである。

なお、歳入歳出差引額と実質収支の差額は、継続費、繰越明許費及び事故繰越しによる翌年度へ繰り越すべき財源1,002,122,653円である。

この予算の執行に当たっては、引き続き厳しい財政の実態を認識し、極力、経費節減に努めながら、最終年を迎えた第7次鹿沼市総合計画「チャレンジ15プロジェクト」の総仕上げとして、着実な推進を目指すとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、予防接種の推進をはじめ、感染拡大防止や生活支援、経済対策を推進し、議決された予算の目的達成を図るよう努めた結果、歳出予算における執行率は、90.1パーセント、翌年度への繰越事業を含めると96.6パーセントであり、行政需要に応え得る執行を成し遂げたと信ずるものである。

なお、監査委員から別冊「令和3年度鹿沼市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書」において意見が付されているとおり、引き続き健全な行財政運営を推進するとともに、指摘の点については、十分留意する考えである。

また、各特別会計とも実質収支において黒字決算となり、行政目的を達し得たものと確信するものである。

(参照条文) 地方自治法

第233条 第1項及び第2項 省略

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

第4項から第7項まで 省略

◎ 認定第 8号 令和3年度鹿沼市水道事業会計決算の認定について

令和3年度の水道事業は、拡張工事として配水管を7,554.6メートル新設し、改良工事では出水不良管布設替等で4,142.2メートルの更新を行い、配水の適正化に努めたほか、第1浄水場の既存施設老朽化及びクリプトスポリジウム対策による施設改修に伴い、配水池を築造した。建設改良費総額では、1,239,417,999円の支出であった。

年度末の給水人口は、86,916人で前年度比0.8パーセントの減となり、年間総配水量は、10,632,867立方メートルで前年度比0.3パーセントの減であった。

この結果、決算においては、収益的収支で当年度純利益218,899,196円であった。

なお、決算の内容については、別冊「令和3年度鹿沼市水道事業会計決算書」のとおりである。

また、監査委員から別冊「令和3年度鹿沼市公営企業会計決算審査意見書」において意見が付されているとおり、今後も拡張事業や各種建設改良事業を進めながら、引き続き効率的な事業運営と経費の節減に努め、事業運営の健全化を推進するとともに、良質で安全な水の安定供給に努め、市民福祉の増進を企業目標として努力するものである。

(参照条文) 地方公営企業法

第30条 第1項から第3項まで 省略

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(中略)に付さなければならない。

第5項から第9項まで 省略

◎ 認定第 9 号 令和 3 年度鹿沼市下水道事業会計決算の認定について

令和 3 年度の下水道事業は、市内各地域において污水管布設工事を行い、中央分区において下水道管更生工事を行った。また、雨水幹線整備事業として、府中雨水幹線及び日吉雨水第 1 幹線の整備を完了し、富士山雨水幹線の整備に着手した。建設改良費総額では、503,075,001 円の支出であった。

年度末の接続人口は、前年度から 5 人増の 61,723 人となり、年間処理水量は、11,657,646 立方メートルで前年度比 4.9 パーセントの増であった。

この結果、決算においては、収益的収支で当年度純利益 571,082,557 円であった。

なお、決算の内容については、別冊「令和 3 年度鹿沼市下水道事業会計決算書」のとおりである。

また、監査委員から別冊「令和 3 年度鹿沼市公営企業会計決算審査意見書」において意見が付されているとおり、今後も施設の耐震化や管渠の劣化状況に応じた維持・改修等を計画的に進めながら、より効率的かつ効果的な事業運営と事業基盤の更なる強化に向けた取組を推進するとともに、生活環境の改善、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全など、都市の健全な発展に欠かすことのできない施設として、良好な下水道サービスを継続的に提供するため、努力するものである。

(参照条文) 認定第 8 号と同じ。

◎ 議案第 59 号 専決処分事項の承認について

(令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 4 号))

歳入については、国庫支出金の増額を計上し、歳出については、企画調整事務費、ごみ収集費、農作物活性化推進事業費等の増額を計上したもので、この補正額を 350,128,000 円の増とし、予算総額を 42,212,388,000 円とするものである。

(参照条文) 地方自治法

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明ら

かであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意（中略）については、この限りでない。

第2項 省略

◎ 議案第60号 令和3年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

未処分利益剰余金 384,508,080 円のうち 70,000,000 円を減債積立金に、70,000,000 円を利益積立金に、78,899,196 円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てるとともに、165,608,884 円を資本金に組み入れるためのものである。

(参照条文) 地方公営企業法

第32条 第1項 省略

2 毎事業年度生じた利益の処分は（中略）、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

第3項及び第4項 省略

◎ 議案第61号 令和3年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

未処分利益剰余金 571,082,557 円のうち 100,000,000 円を利益積立金に、196,409,777 円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てるとともに、274,672,780 円を資本金に組み入れるためのものである。

(参照条文) 議案第60号と同じ。

◎ 議案第 6 2 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 5 号）について

歳入については、国県支出金、寄附金、繰越金等の増額を計上し、歳出については、ふるさと納税推進事業費、市民文化センター施設整備事業費、道路長寿命化対策事業費、道路整備事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を 1,906,175,000 円の増とし、予算総額を 44,118,563,000 円とするものである。

なお、債務負担行為及び地方債の補正については、それぞれ第 2 表及び第 3 表のとおりである。

（参照条文） 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号 省略

(2) 予算を定めること。

第 3 号から第 1 5 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 6 3 号 令和 4 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

歳入については、繰入金及び繰越金の増額を計上し、歳出については、予備費の増額を計上したもので、この補正額を 370,457,000 円の増とし、予算総額を 10,425,757,000 円とするものである。

（参照条文） 議案第 6 2 号と同じ。

◎ 議案第 6 4 号 令和 4 年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第 1 号）について

歳入予算の更正として、繰越金の増額を計上し、繰入金の減額を計上するものである。

(参照条文) 議案第62号と同じ。

- ◎ 議案第65号 令和4年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算(第1号)について

歳入については、繰入金、繰越金等の増減額を計上し、歳出については、介護給付費準備基金積立金、償還金等の増額を計上したもので、この補正額を106,060,000円の増とし、予算総額を8,756,060,000円とするものである。

(参照条文) 議案第62号と同じ。

- ◎ 議案第66号 令和4年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

歳入については、繰越金の増額を計上し、歳出については、これを予備費に計上したもので、この補正額を5,514,000円の増とし、予算総額を1,258,514,000円とするものである。

(参照条文) 議案第62号と同じ。

- ◎ 議案第67号 令和4年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算(第1号)について

歳入予算の更正として、繰越金の増額を計上し、繰入金の減額を計上するものである。

(参照条文) 議案第62号と同じ。

- ◎ 議案第 6 8 号 令和 4 年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算（第 1 号）
について

歳入予算の更正として、繰越金の増額を計上し、繰入金の減額を計上するものである。

（参照条文） 議案第 6 2 号と同じ。

- ◎ 議案第 6 9 号 令和 4 年度鹿沼市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

収益的支出において、支出総額を 22,090,000 円増額補正するものである。

（参照条文） 議案第 6 2 号と同じ。

- ◎ 議案第 7 0 号 令和 4 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

収益的支出において、支出総額を 63,314,000 円増額補正するものである。

（参照条文） 議案第 6 2 号と同じ。

- ◎ 議案第 7 1 号 工事請負契約の締結について

水源地域振興拠点施設敷地造成工事の事後審査型条件付き一般競争入札を去る 7 月 2 6 日に行い、その結果、竹沢建設株式会社が 217,547,000 円で落札したので、本契約を締結するものである。

（参照条文） 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号から第4号まで 省略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

第6号から第15号まで及び第2項 省略

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得
又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

◎ 議案第72号 工事請負契約の締結について

鹿沼市立北中学校屋内運動場長寿命化改良工事（建築工事）の事後審査型条件付き一般競争入札を去る7月26日に行い、その結果、山和技建株式会社が228,470,000円で落札したので、本契約を締結するものである。

（参照条文） 議案第71号と同じ。

◎ 議案第73号 工事請負契約の締結について

鹿沼市立西小学校屋内運動場長寿命化改良工事（建築工事）の事後審査型条件付き一般競争入札を去る7月26日に行い、その結果、佐野屋建設株式会社が215,600,000円で落札したので、本契約を締結するものである。

（参照条文） 議案第71号と同じ。

◎ 議案第74号 物品購入契約の締結について

鹿沼市新庁舎整備備品購入（第2期）（窓口ローカウンター・来客用イス等）に係る指名競争入札を去る7月22日に行い、その結果、株式会社シブエが32,010,000円で落札したので、本契約を締結するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号から第7号まで 省略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

第9号から第15号まで及び第2項 省略

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得
又は処分に関する条例

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(中略)又は財産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

◎ 議案第75号 物品購入契約の締結について

鹿沼市新庁舎整備備品購入(第2期)(事務用デスク・事務用イス等)に係る指名競争入札を去る7月22日に行い、その結果、株式会社マツヤが36,916,000円で落札したので、本契約を締結するためのものである。

(参照条文) 議案第74号と同じ。

◎ 議案第76号 物品購入契約の締結について

鹿沼市新庁舎整備備品購入(第2期)(会議室・相談室等)に係る指名競争入札を去る7月22日に行い、その結果、株式会社アーリスが36,135,000円で落札したので、本契約を締結するためのものである。

(参照条文) 議案第74号と同じ。

◎ 議案第 77 号 物品購入契約の締結について

鹿沼市新庁舎整備備品購入（第 2 期）（収納什器）に係る指名競争入札を去る 7 月 22 日に行い、その結果、株式会社シブエが 50,039,000 円で落札したので、本契約を締結するためのものである。

（参照条文） 議案第 74 号と同じ。

◎ 議案第 78 号 市道路線の廃止について

深津地内における鹿沼インター産業団地造成事業に伴い、道路としての利用に供しない市道を廃止するためのものである。

（参照条文） 道路法

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第 3 項から第 5 項まで 省略

第 10 条 第 1 項及び第 2 項 省略

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

◎ 議案第 79 号 市道路線の変更について

深津地内における鹿沼インター産業団地造成事業に伴い、関係する市道の起点及び終点を変更するためのものである。

（参照条文） 議案第 78 号と同じ。

◎ 議案第 80 号 鹿沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等を行うためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

第 2 号から第 15 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 81 号 鹿沼市手数料条例の一部改正について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、既存住宅に係る長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料の新設等を行うためのものである。

(参照条文) 議案第 80 号と同じ。

◎ 議案第 82 号 鹿沼市栗野プール条例の一部改正について

上粕尾プールを廃止するためのものである。

(参照条文) 議案第 80 号と同じ。

◎ 議案第 83 号 鹿沼市農林業地域生活改善施設条例の廃止について

西大芦 7 区生活向上センターを廃止するためのものである。

(参照条文) 議案第 80 号と同じ。

◎ 議案第84号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員大塚孝久氏が令和4年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 人権擁護委員法

第6条 第1項及び第2項 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

第4項から第8項まで 省略

◎ 議案第85号 鹿沼市教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員宮田里枝氏が令和4年10月4日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を任命するためのものである。

(参照条文) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条 第1項 省略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

第3項から第5項まで 省略

◎ 議案第 8 6 号 鹿沼市教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員鈴木泉氏が令和 4 年 9 月 3 0 日をもって辞職するので、新たに伊矢野洋一氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 8 5 号と同じ。